

平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 プ イ キ ュ ー ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 間 下 直 晃
(コード番号：3681 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 大 川 成 儀
(TEL. 03-5768-3111)

**行使価額修正条項付き第 15 回新株予約権（第三者割当て）の発行に係る
払込完了に関するお知らせ**

当社は、本日、平成 28 年 3 月 30 日開催の取締役会において決議いたしました、メリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ日本証券」といいます。）を割当先とする行使価額修正条項付き第 15 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関しまして、発行価額の総額（19,020,000 円）の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

記

募集の概要（第 15 回新株予約権（第三者割当て））

(1) 割 当 日	平成 28 年 4 月 15 日
(2) 発行新株予約権数	30,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個当たり 634 円（総額 19,020,000 円）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：3,000,000 株 上限行使価額はありません。 下限行使価額は 1,196 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 3,000,000 株です。
(5) 資金調達の額	4,494,020,000 円（差引手取概算額）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額 1,494 円 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の 91%に相当する金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当ての方法による
(8) 割 当 予 定 先	メリルリンチ日本証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたしました。当該第三者割当て契約において、主に、以下の内容が定められています。 ・ 当社による本新株予約権の行使の指定 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ メリルリンチ日本証券による本新株予約権の取得に係る請求 なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記のメリルリンチ日本証券の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約

権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 3 月 30 日付「行使価額修正条項付き第 15 回新株予約権（第三者割当て）の発行及びコミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上